○佐野市医療費助成に関する条例施行規則

平成17年２月28日規則第86号

改正

平成17年12月19日規則第259号
平成19年３月22日規則第16号
平成19年９月28日規則第65号
平成20年１月10日規則第１号
平成20年３月25日規則第18号
平成20年10月６日規則第67号
平成21年３月26日規則第17号
平成22年３月25日規則第９号
平成24年12月25日規則第61号
平成25年３月18日規則第９号
平成25年12月24日規則第54号
平成27年12月28日規則第57号
令和元年５月９日規則第28号
令和４年３月24日規則第17号
令和６年３月22日規則第12号
令和６年10月３日規則第38号

佐野市医療費助成に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　削除

（受給資格者証の交付申請）

第３条　条例第５条の規定による交付申請は、条例第３条各号に掲げる医療費の医療費受給資格者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　重度心身障がい者医療費の交付申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　条例第２条第７号アの者にあっては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は医師の診断書

（２）　条例第２条第７号イに規定する者にあっては、療育手帳又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第６条に規定する精神保健福祉センター若しくは精神科医による判定書（以下「判定書」という。）

（３）　条例第２条第７号ウに規定する者にあっては、療育手帳又は判定書及び身体障害者手帳又は医師の診断書

（４）　条例第２条第７号エに規定する者にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第

45条の精神障害者保健福祉手帳

3　ひとり親家庭医療費の交付申請書には、第１項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　国民年金法（昭和34年法律第141号）等公的年金各法による遺族基礎年金、遺族厚生年金等の公的年金（以下「公的年金」という。）又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者は、公的年金証書若しくは児童扶養手当証書

（２）　前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあっては、次に掲げる書類

ア　配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻をしていない者にあっては、戸籍謄本

イ　世帯全員の住民票

ウ　扶養者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（養育費）に関する申告書

エ　配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたり労働能力を失っている者にあっては、医師の診断書

オ　配偶者が法令により引き続き１年以上拘禁されているためその扶養を受けられない者にあっては、刑務所長等の証明書

カ　配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項又は第10条の２の規定による命令を受けた者にあっては、その事実を明らかにする書類

キ　アからカまでに掲げる以外の者にあっては、福祉事務所長又は民生委員の証明書

（３）　扶養者、扶養義務者又は扶養者の配偶者がその年（１月から10月までの間に申請する場合においては、前年）の１月１日において市内に住所を有しなかったときは、その者の１月１日現在の住所地の市町村長の前年（１月から10月までの間に申請する場合においては、前前年）の所得額の証明書

（４）　前３号に掲げるもののほか、事実関係を明らかにする書類

4　市長は、交付申請書に添付すべき書類のうち、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（受給資格者証の交付）

第４条　市長は、条例第５条の規定により申請する者が条例第４条各項に規定する助成対象者のいずれかに該当すると認めるときは、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を申請者に交付する。

（１）　妊産婦医療費の助成対象者　妊産婦医療費受給資格者証（別記様式第１号）

（２）　こども医療費の助成対象者　こども医療費受給資格者証（別記様式第２号）

（３）　重度心身障がい者医療費の助成対象者　重度心身障がい者医療費受給資格者証（別記様式第３号）

（４）　ひとり親家庭医療費の助成対象者　ひとり親家庭医療費受給資格者証（別記様式第４号）

（助成対象者の受給資格）

第５条　妊産婦医療費の助成対象者は、妊産婦となった日（妊産婦が転入したときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入届が受理された日）にその受給資格を取得する。

２　こども医療費の助成対象者は、こども医療費の助成の対象となるこども（以下「対象のこども」という。）が出生した日（対象のこどもが転入したときは、住民基本台帳法第22条の規定による転入をした日（以下「転入日」という。））にその受給資格を取得する。

３　重度心身障がい者医療費の助成対象者は、重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請の日の属する月の初日にその受給資格を取得する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日とする。

（１）　転入日の属する月に重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請をしたとき　転入日（転入日及び重度心身障がい者医療費の助成対象者の受給資格に該当した日が当該申請の日と同一の月であるときは、いずれか遅い日）

（２）　県内他市町において重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付を受けていた者が転入日の属する月の翌月かつ転入日から起算して15日以内に重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請をしたとき　転入日

（３）　市の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付を受けていた者が新たに栃木県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被保険者となった日の属する月に重度心身障がい者医療費の助成対象者となったとき　当該被保険者となった日

４　ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格期間は、ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付の申請の日の属する月の初日（ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格に該当した日の属する月に申請したときは当該受給資格に該当した日、ひとり親家庭医療費受給資格者証の更新を行ったときは11月１日）から翌年の10月31日（１月１日から10月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けたときは、その交付を受けた年の10月31日）までとする。ただし、対象児童が18歳に達することにより当該受給資格を喪失することが予定される助成対象者については、当該対象児童が18歳に達する日以後の最初の３月31日までとする。

５　第３項ただし書の規定は、ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格の取得について準用する。

（ひとり親家庭医療費受給資格者証の更新）

第６条　ひとり親家庭医療費の助成対象者は、８月１日から同月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請する者が条例第４条第４項各号のいずれにも該当しないときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証を申請者に交付する。

（受給資格者証の再交付）

第７条　条例第４条各項に規定する助成対象者は、受給資格者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療費受給資格者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の提示）

第８条　条例第４条各項に規定する助成対象者は、医療を受けるとき（こども医療費にあっては、対象のこどもが医療を受けるとき）は、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

（助成の申請）

第９条　条例第７条の規定による助成の申請は、条例第３条各号に掲げる医療費に係る助成申請書（以下「助成申請書」という。）を市長に提出することにより行わなければならない。

２　前項の申請方法は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による送付又は市の窓口への持参のいずれかによるものとする。

（助成額の決定）

第10条　市長は、前条の助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該助成申請書に係る医療費の助成の額を決定するものとする。

（届出事項）

第11条　妊産婦医療費、こども医療費及びひとり親家庭医療費の助成対象者は、妊産婦医療費受給資格者証、こども医療費受給資格者証若しくはひとり親家庭医療費受給資格者証の記載事項又は妊産婦医療費、こども医療費若しくはひとり親家庭医療費に係る助成金の振込先に変更があったときは、医療費受給資格変更届に当該変更に係る受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、加入している医療保険（以下「加入保険」という。）に変更があったときは、変更後の医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類を併せて添付しなければならない。

２　重度心身障がい者医療費の助成対象者は、条例第５条の規定により申請した事項又は重度心身障がい者医療費の助成金の振込先に変更があったときは、医療費受給資格変更届に重度心身障がい者医療費受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、加入保険又は医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類の扶養者、被扶養者若しくは被保険者に変更があったときは、変更後の当該書類を併せて添付しなければならない。

（助成対象者の資格の喪失等）

第12条　条例第４条各項に規定する助成対象者は、当該助成対象者につき条例第４条に定める要件に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった事由が発生した日の翌日に助成対象者としての資格を喪失する。

２　前項の規定により助成対象者としての資格を喪失した者は、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（書類の様式）

第13条　この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年２月28日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐野市医療費助成に関する条例施行規則（昭和51年佐野市規則第７号）、田沼町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年田沼町規則第４号）、田沼町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和47年田沼町規則第１号）、田沼町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和51年田沼町規則第23号）、田沼町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年田沼町規則第３号）、葛生町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年葛生町規則第４号）、葛生町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和47年葛生町規則第２号）、葛生町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（昭和51年葛生町規則第14号）又は葛生町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年葛生町規則第

５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

３　第４条第３項の規定にかかわらず、合併前の田沼町又は葛生町の区域に住所を有している者が、特定疾患者医療費受給資格について、平成17年２月28日に申請した場合における当該受給資格の始期は、平成17年２月28日からとする。

附　則（平成17年12月19日規則第259号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月22日規則第16号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月28日規則第65号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成19年９月28日から施行する。

附　則（平成20年１月10日規則第１号）

この規則中第１条の規定は平成20年４月１日から、第２条の規定は平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日規則第18号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年10月６日規則第67号）

この規則は、平成21年１月１日から施行する。ただし、別記様式第11号、別記様式第12号及び別記様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月26日規則第17号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日規則第９号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月25日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月18日規則第９号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月24日規則第54号）

この規則は、平成26年１月３日から施行する。

附　則（平成27年12月28日規則第57号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年１月１日から施行する。

（佐野市医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

８　この規則の施行の際現に提出されている第７条の規定による改正前の佐野市医療費助成に関する条例施行規則別記様式第１号から別記様式第４号まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の佐野市医療費助成に関する条例施行規則別記様式第１号から別記様式第４号までによるものとみなす。

９　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年５月９日規則第28号）

（施行期日）

１　この規則は、令和元年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第４条又は第６条第２項の規定によりひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けている者は、この規則の施行の日から令和元年10月31日までの間は、この規則による改正後の第４条又は第６条第２項の規定によりひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けている者とみなす。

附　則（令和４年３月24日規則第17号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月22日規則第12号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年10月３日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">妊産婦医療費受給資格者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給資格者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">加入保険</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記号番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保険者番号及び保険者の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保険者の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受給期間</td><td>年　月　日から
出産した月の翌月末日まで</td><td>出産予定日
年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　月　日
佐野市長印</td></tr>
</table>

別記様式第２号（第４条関係）

こども医療費受給資格者証									
公費番号									
受給者番号									
受給資格者	氏名								
	住所								
こども	氏名								
	生年月日	年　月　日							
	住所								
加入保険	被保険者氏名								
	記号番号								
	保険者番号及び保険者の名称								
	保険者の所在地								
受給対象									
	有効期限	自　年　月　日							
		至　年　月　日							
年　月　日 佐野市長印									

別記様式第３号（第４条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">重度心身障がい者医療費受給資格者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受給資格者</td><td>フリガナ
氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">加入保険</td><td>被保険者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td>保険者番号及び保険者の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>保険者の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期間</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日
佐野市長　印</td></tr>
</table>

別記様式第４号（第４条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">ひとり親家庭医療費受給資格者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給資格者</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">助成対象者</td><td colspan="2">氏名</td><td>生年月日</td><td>続柄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">加入保険</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>記号番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保険者番号及び保険者の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保険者の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受給資格期間</td><td colspan="3">年 月 日から
年 月 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="5">年 月 日
佐野市長 印</td></tr>
</table>